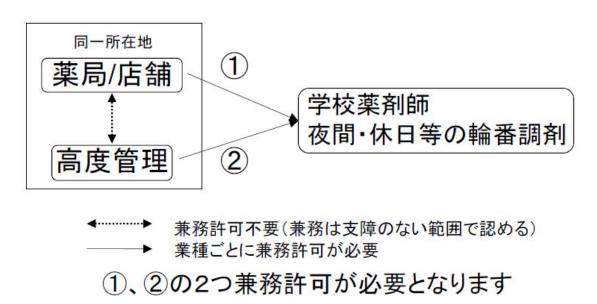
高度管理医療機器等営業所 管理者の兼務許可

今後申請する場合のみ



〈説明〉

平成26年11月25日の法改正に伴い、薬局や店舗の管理者と同様に高度管理 医療機器等営業所管理者が学校薬剤師や夜間・休日等の輪番制の調剤業務等を 行うときも兼務許可が必要となりました。

〈注意事項〉

- 改正法施行時(平成 26 年 11 月 25 日)に①の兼務許可受けている場合は、 当分の間、それをもって②の兼務許可を受けたものとみなされます。
- 兼務先の変更や新たに兼務許可が必要となった場合は①及び②の申請が 必要となります。